一般社団法人 多文化共生コスモ越谷 定 款

令和 年 月 日 作成

令和 年 月 日 一般社団法人成立

一般社団法人 多文化共生コスモ越谷 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人多文化共生コスモ越谷と称し、英文では Inter-cultural Kosumo Koshigaya と表示する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の外国人住民と日本人住民の交流、相談及び支援等を通して、 様々な国籍や多様な文化を背景とした人々が、共に安心して暮らせる地域づくりを 推進し、もって、地域の多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。 (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 多文化共生の地域社会づくりを目的とする事業
 - (2) 地域の日本人住民と外国人住民の交流を目的とする事業
 - (3) 外国人住民に対する日本語支援及び日本語支援者育成事業
 - (4) 外国人相談窓口及び多文化共生施設の運営に関する事業
 - (5) 多文化共生に関する情報の収集及び提供を目的とする事業
 - (6) 防災教育と災害時支援を目的とする事業
 - (7) 交流会、研修会及びイベント等の実施に関する事業
 - (8) 国際理解及び児童、生徒等に対する学習支援を推進する事業
 - (9) 通訳及び翻訳に関する事業
 - (10) 外国人住民の就労と生活支援等の自立支援事業
 - (11) 多文化共生に関わる諸団体との連携を図る事業
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、埼玉県越谷市及びその周辺の地域において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

- 第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体 (入会)
- 第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別途定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。 (入会金及び会費)
- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 (任意退会)
- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって、当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を 喪失する。
 - (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計画書) 並びにこれらの附属明細書 の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事業所の所在地において開催する。

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
 - 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

- (6) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の 議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第21条第1項に定 める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定員の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及びその会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、 前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10人以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事は、理事会において理事の過半数をもって選定する。
 - 3 この法人の理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定員に足りなくなる時は、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、 監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の 2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員に対する報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とし、職務の遂行に要する費用の支払いをすることができる。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の責任の免除)

- 第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が 任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会 の決議により、免除することができる。
 - 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(当該法人の使用人でなく、かつ、過去に当該法人の使用人になったことがないものに限る)又は監事(過去に当該法人の理事又は使用人となったことがないものに限る)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 顧 問

(顧問)

- 第29条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
 - 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、代表理事の諮問に答え、理事会において意見を述べることができる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の遂行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解任

(招集)

- 第32条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が、理事会を 招集する。
 - 3 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、前項の場合は、その理事とする。 (議決)
- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事 会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基 金

(基金の拠出)

第35条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第36条 基金の募集、割当て及び振り込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取り扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 基金の拠出者は、前条の基金取り扱い規定で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第38条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、一般法人法第141条第2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第39条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附帯明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附帯明細書

2 前項の書類のほか、監事報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、社員総会における、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決によって変更することができる。 (解散)
- 第45条 この法人は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の3分の2に当たる多数の議決その他法令に定める事由によって解散する。 (残余財産の帰属)
- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を 経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するも のとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31 日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 奥村裕子 須賀恵美 笠井和美 小島由美

三枝優子 山浦育子

設立時代表理事 奥村裕子 (埼玉県越谷市千間台西4丁目9番地35)

設立時監事 森田政夫

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

住所 埼玉県越谷市千間台西4丁目9番地35

設立時社員 奥村 裕子

住所 埼玉県越谷市東大沢4丁目32番地11

設立時社員 須賀 恵美

住所 埼玉県越谷市大字大房1026番地35

設立時社員 笠井 和美

住所 埼玉県越谷市大沢3丁目10番43号

ワールドマンション越谷705号

設立時社員 小島 由美

住所 埼玉県越谷市大沢3丁目4番50号

ローヤルシティ北越谷駅前501

設立時社員 三枝 優子

住所 埼玉県越谷市大字恩間728番地24

設立時社員 山浦 育子

住所 埼玉県越谷市伊原2丁目10番9号

設立時社員 森田 政夫

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人多文化共生コスモ越谷設立のため、設立時社員奥村裕子及び他 6 名の定款 作成代理人である行政書士オリ香は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名をする。

> 令和3年1月4日 埼玉県越谷市千間台西4丁目9番地35 設立時社員 奥村 裕子 埼玉県越谷市東大沢4丁目32番地11 設立時社員 須賀 恵美 埼玉県越谷市大字大房1026番地35 設立時社員 笠井 和美 埼玉県越谷市大沢3丁目10番43号 ワールドマンション越谷705号 設立時社員 小島 由美 埼玉県越谷市大沢3丁目4番50号 ローヤルシティ北越谷駅前501 設立時社員 三枝 優子 埼玉県越谷市大字恩間728番地24

設立時社員 山浦 育子 埼玉県越谷市伊原2丁目10番9号 設立時社員 森田 政夫

上記設立時社員の定款作成代理人

埼玉県越谷市蒲生南町24番36号209号 行政書士 オリ 香